



2022年2月10日

各 位

会社名 岡部株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 河瀬博英
(コード番号 5959 東証第1部)
問合せ先 取締役 常務執行役員 管理部門管掌
細道 靖
(TEL. 03-3624-5119)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月30日開催予定の第78回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

2019年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められたため、電子提供措置に係る改正会社法の施行日（2022年9月1日）以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであり、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年3月30日（予定）
定款変更の効力発生日 2022年3月30日（予定）

以上

【別紙】

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(附則)</u> <u>(株主総会資料の電子提供制度に関する経過措置)</u> 1 現行定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条はなお効力を有する。 3 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>